

食品表示を考える学習会第5回「食品添加物の表と裏」報告

欠陥表示制度が招く 企業の欺瞞、 行政の怠慢



講演する中村幹雄さん

話していただきました。

中村さんは日本食品添加物協会の副会長を務めた経験もあり、食品添加物業界の表も裏も知り尽くしている専門家。現在も薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会を傍聴するなど、精力的に活動しています。以下、学習会のまとめです。

中村幹雄さん（鈴鹿医療科学大学客員教授）のお話

日消連の新聞『いらない！食品添加物』が「好評이었다」していることからわかるように、消費者は食品添加物に高い関心を持っています。2008年10月4日に開催された食品表示を考える学習会（食の安全・監視市民委員会主催）は、その食品添加物をテーマに、鈴鹿医療科学大学客員教授の中村幹雄さんにお

加工食品に使われている食品添加物には、食品の風味や外観を良くする甘味料や着色料、香料、食品の保存性を良くする保存料や酸化防止剤などがある。どんな添加物が入っているか知るには表示を見る

しかないが、現在の表示制度は欠陥だらけだ。

そのひとつが乳化剤や香料、pH調整剤といった一括表示。

たとえば乳化剤と表示されるものの中には、使用基準を満たしているかどうかの定量分析ができない添加物があり、

その中には認可されていないものが含まれている可能性もある。一括表示されることで、消費者はどんな添加物が使われているか具体名を知ることができない。つまり消費者の知る権利が守られていない。

既存添加物489品 目は「駆け込み登録」

また、1995年の食品衛生法改正時に策定された既存食品添加物名簿は、流通実態が確認できない添加物まで登録されるなど、不明朗で問題が多い。これは、改正後は天然添加物と言えども指定を得るためには合成添加物並みのデータが必要となり、その膨大な時間と費用負担を嫌った

企業が、実際は販売も製造もしていない添加物を駆け込み的に登録したからだ。

489品目にまで膨らんだ既存添加物はその後、安全性に疑義があったり、流通実態を確認できないなどの理由で一部削除されたが、もともと

何でもかんでも登録していたことを考えると、安全性審査は税金の無駄使いと言える。しかも、この間削除されたのはほんの一部に過ぎず、整理はまったくと言っていいほど進んでいない。

たとえば、行政が企業に安全性試験用サンプルの提出を求めると「いまは生産・販売していない」と言っておさず、「削除する」と言うやうに「少量だが生産・販売している」と答える。このようなやりとりが10年以上にわたって繰り返されている。

さらに、安全性試験に問題の起こらない試料を作成して提出するといったことも行なわれている。企業の欺瞞はも

ちろんのこと、それを許している行政の怠慢も問題だ。

中村さんは他にも、添加物の複合汚染の可能性や、国際ルールに則った幼児・小児用食品への添加物の使用制限の必要性を指摘しました。

食品添加物には表示を含め多くの問題がありますが、それを解決するためには、「消費者もきちんと問題に向き合い理解したうえで、専門家と協力していくことが必要」と中村さんは締めくくりました。

（まとめ 額瀬美千世）

